

月刊

623

2013年10月号
53巻/10号

登記情報

分かりやすい誌面で登記・供託関連実務をサポート



司法書士法人制度の構築と発展に向けて

山田晃久

会長就任特別論考

今、伝えたいこと 一法曹人口問題を中心として 齋木賢二

特集 司法書士法人制度10年の課題と展望

① 一般社団法人全国司法書士法人連絡協議会の設立にあたって

～「第3回全国の司法書士法人の集い」の報告～ 細井孝治

② 司法書士法人経営の課題とその対処方法

コーディネーター 真貝大介 パネリスト 上野興一／古宮 努／徳本好彦／奥村 聰

司法書士の代理権の範囲と執務における注意点(下)

～司法書士の債務整理に関する裁判例を踏まえて～ 谷 嘉浩

自己信託から始める家族信託の提案及びそれを可能とする諸条件(下)

～米国の家族信託を参考として～ 林 伸子

権利登記実務研究会報告

〔第3回〕「相続させる」旨の遺言と異なる内容の遺産分割があった場合における登記手続への影響について 半田久之

話題 「合同会社の設立手続～合同会社の活用法と選択肢付モデル定款の様式～」

出版記念講習会 開催される 神崎満治郎

供託ねっと—実務から学ぶ供託—(第36回)

登記されていない法人が供託金の払渡しを請求する場合における

供託物払渡請求書に添付すべき印鑑証明書について 小松裕和

債権法改正と司法書士実務への影響 〔第6回・完〕 債権譲渡 鈴木龍介

登記実務からの考察

【権利登記】太陽光パネル等の発電設備を登記するためには 竹野幹男

坂道をゆく 〔第10回〕 日向坂 小林昭彦

わたしの事務所紹介 「ありがとう」のたくさん集まる事務所に！ 新城優子

最近の土地境界確定判決を散策する(第24回) 山口智啓

司法書士入門～いまさら聞けない登記実務～

第10回 利益相反行為と不動産登記(1) 初瀬智彦／小口文隆／浦田 融

〔ダイジェスト版〕商業登記法コメント(9) 尾方宏行

〔第14回〕実践コンプライアンス入門講座 ～パワーハラスマントへの対応 高田翔行

逐条解説不動産登記事務取扱手順準則(25) 岡田大樹／高島 聰

■商業登記掲示板

■成年後見掲示板

通達・回答 不動産登記

○平25・4・12民二第268号 ○平25・4・8民二第265号 ○平25・3・28民二第252号

判決速報 ●譲渡禁止特約のある債権について債権譲渡がされ、債権者不確知を理由とする供託がされた後に、当該債権の譲渡人の債権者が供託金還付請求権を差し押された場合において、債権の譲受人が供託金の還付を受けるためには、供託金還付請求権についての利害関係人に当たる当該差押債権者の承諾書等を提出することが必要であるとされた事例(長崎地判平24・8・27)



一般社団法人
金融財政事情研究会

実務の現場から

売掛債権の保全と動産譲渡登記

先日、ある事業会社の担当者から動産・債権譲渡登記について問合せを受けた。この会社では、取引先に対する売掛債権を保全するため、売掛債権や在庫等に譲渡担保権の設定を受けており、債権については登記をするが、動産については登記をしないという自社のルールが妥当であるか検討したいという内容であった。全国の動産譲渡登記の事件数は債権譲渡登記のおよそ10分の1に留まっており（平成23年度では債権譲渡登記が37,622件、動産譲渡登記が3,611件である）、一般的にも、債権譲渡登記に比べ、動産譲渡登記の利用が進んでいない状況が伺える。

債権譲渡登記が利用されている要因には、第三債務者への通知又は承諾に比べて債務者の信用不安を惹き起こす可能性が低いことや、債務者不特定の将来債権を対象とする場合には登記以外に対抗要件を具备する方法がないことが考えられる。一方、動産譲渡では、金融機関が担保権者となる場合には、登記と占有改定又は指図による占有移転（以下「占有移転等」という）の双方の対抗要件を備えることが一般的であるが、事業会社が担保権者となる場合には、登記をしないケースが少なくないようである。この要因としては、対抗要

件としての登記と占有改定等との効力に優劣がないことや、登記により第三者に動産譲渡の事実が判明することを債務者が敬遠する傾向があることが考えられる。担保権者にとっては、登記により二重譲渡を未然に防止する効果や、登記の調査をせずに二重譲渡を受けたような第三者から即时取得を主張された場合に、当該第三者に過失が認められる可能性が期待されることなど、動産譲渡登記をするメリットがあるといえる。実務的には、これらの要因のほか、債務者との事業上の取引関係等を考慮して個別具体的に登記の要否を判断することになるであろう。これらの動産譲渡の対抗要件については、動産・債権担保融資の普及にあたっての制度的課題として指摘されており（平成25年2月三菱総合研究所「動産・債権担保融資（Asset-based Lending: ABL）普及のためのモデル契約等の作成と制度的課題等の調査」54頁）、今後見直しの対象となることも考えられる。

多くの事業会社にとって売掛債権の保全は重要な関心事である。中小企業を法務面から支援する役割を担っていくためにも、動産・債権譲渡担保に関する動向把握と情報発信に努めていきたい。

（司法書士 小野絵里）

編集後記

◎谷先生の論文でも裁判例が紹介されていますが、司法書士の債務整理事件の代理権の範囲について、140万円をどう計算するかについて見解は一算定するかは問題ではありません。相談者の視点で考えれば問題解決その重要で、法的支援を誰が行うかは問題ではありません。しかしの法律家の出番だと思いますが、債務整理後に代理人を訴えるような人もいるようで一筋縄ではいきません。広島の法律家は次号の判決速報で紹介します。

◎齊木新会長の会長就任日には出されました。登記・供託実務上も大きな影響が予想されることから弊誌でも関連記事を掲載する予定です。司法過疎化に伴い、今後法事務所の事業承継が一つの大きな課題となつていくことが予想されています。本号掲載のパネルディスカッションは実際に組織マネジメントを経験された方々の生の意見であります。あわせてご一読ください。（勝）

月刊 登記情報

第53巻10号（通巻623号）平成25年10月1日発行（毎月1日発行）

■編集人／徳升勝彦 k.tokumasu@kinzai.or.jp
佐藤友紀 y.sato@kinzai.or.jp

■発行人／倉田 勲

■発行所／一般社団法人金融財政事情研究会©

■編集／登記情報編集室 Tel.03-3355-1713（直） Fax.03-3355-3763 touki@kinzai.or.jp
■住所／東京都新宿区南元町19番地 〒160-8519

■販売／株式会社 きんざい

■本社 東京都新宿区南元町19 〒160-8520
申込先 Tel.03-3358-0019（直） Web <http://www.kinzai.or.jp/>
■大阪支社 大阪市中央区北浜4-8-4 住友ビル第4号館 〒541-0041 Tel.06-6222-5291
■名古屋支社 名古屋市中区錦1-17-13 名興ビル 〒460-0003 Tel.052-211-1661
■福岡支社 福岡市中央区天神2-14-2 福岡証券ビル 〒810-0001 Tel.092-761-1511

■印刷所／文唱堂印刷株式会社

Printed in Japan